平成２５年（フ）第２５号
新潟県長岡市東川口1889番地３、前住所新潟県長岡市表町１丁目９番地９　表町マンション902号室
破産者　内山美惠子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
静岡県沼津市大岡255番地の１　白峰マンション205
破産者　小川　静子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
静岡県裾野市深良2677番地の８
破産者　川口　大輔（旧姓菅沼）
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字下福井432番地の24
破産者　山田　勝彦
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４３１５号
大阪府高槻市北昭和台町23番７号、開始決定時の住所大阪市港区南市岡２丁目14番１号
破産者　志幸　　裕
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７号
兵庫県高砂市阿弥陀町北池287番地の１　メゾン・エトワール201号
破産者　原　　俊夫
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８５号
兵庫県姫路市飾磨区栄町34番地
破産者　山崎　光子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６８号
山口県美祢市美東町大田1274番地、開始決定時の住所山口市黒川444番地２
破産者　木村　　茂
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
沖縄県沖縄市照屋２丁目16番12号
破産者　安和　守敏
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８７号
沖縄県うるま市石川山城1706番地23
破産者　山城　進矢
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３１号
秋田県山本郡八峰町八森字茂浦117番地
破産者　鈴木　里美
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１０３号
横浜市金沢区釜利谷南１丁目３番Ｄ―514号
破産者　岩野　勝美
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
横浜市金沢区釜利谷南１丁目３番Ｄ―514号
破産者　岩野八重子
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１１号
横浜市西区老松町８番地　野毛山パークマンション607
破産者　西潟　茂和
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５９号
横浜市南区二葉町２丁目18番地５　ダイアパレス千歳第二701
破産者　福岡るみ子
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７３号
横浜市南区六ツ川３丁目84番地の１　横浜パークタウンＥ棟504号室
破産者　上山　尚美
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２２号
横浜市南区日枝町２丁目64番地４　ナイスアーバンスピリッツ横浜吉野町302号
破産者　深瀬　孝一
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７号
長野県千曲市大字内川599番地１　ブランディングズ・キャッスル105号
破産者　ＩＫＥＤＡＣＨＡＮＲＡＭ
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３０号
京都府木津川市木津川原田17番地３　フローレ木津Ａ―105号、前住所京都府木津川市山城町上狛北野田芝３番地　グレース山城102号
破産者　澤田　　一
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係